平成２４年（フ）第１３号
大分県佐伯市鶴見大字吹浦1681番地
債務者　菅田　文明
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市犬迫町7783番地１医療法人共助会三州病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市三和町59番11号
債務者　森田　伶子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町10番15号
債務者　田中　孝宏
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市松原町５番１号
債務者　小林　友子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
鹿児島県いちき串木野市東島平町210番地
債務者　前﨑　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市西千石町13番６号　ＭＡＲＩＮⅡ501号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市易居町２番11号　さくらヒルズマリンポート402号
債務者　玉利さとみ
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
鹿児島県いちき串木野市金山下13871番地１
債務者　長樂　康弘
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目31番16号
債務者　東　ほずみ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
鹿児島県鹿児島市天保山町７番２号　Ｊオートビル Ⅱ202号
債務者　小山田みどり
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋15376番地
債務者　堂園　友和
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県南さつま市加世田川畑12653番地
債務者　武田　安弘
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５９号
北海道小樽市潮見台２丁目３番４号、前住所北海道小樽市稲穂１丁目６番803号　ハウヴェル稲穂
債務者　山田　勝弘
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６３号
北海道小樽市花園３丁目14番５号
債務者　川崎スヱ子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８０号
北海道小樽市花園３丁目25番９号
債務者　室谷　淳子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８６号
北海道小樽市銭函１丁目19番156号　銭函西団地、前住所北海道小樽市奥沢３丁目16番10号　サンハイツ
債務者　金井　典子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６２号
北海道苫小牧市新明町５丁目10番５号
債務者　工藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４号
千葉県南房総市白浜町白浜445番地
債務者　石川みさほ
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４６号
岐阜県可児市土田2215番地33
債務者　小林　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部